

### 職員を募集します

#### ◇学童保育指導員(臨時職員)の登録

対象	20歳以上の方。期間中、兼職はできません
勤務地	学童保育室
勤務内容	小学生の保育
勤務日時	月曜～金曜日、午後1時～7時(月2回程度土曜日勤務あり。学校休業日は午前8時～午後7時のうち6時間の交替勤務)
賃金	時給1,030円
登録方法	写真を貼った市販の履歴書(免許・資格等をお持ちの方はその写し)を持参のうえ直接下記へ

問青少年課(第二庁舎2階) ☎963-9158

#### ◇越谷市施設管理公社臨時職員の登録

対象	65歳までの健康な方
勤務地	しらこぼと運動公園競技場、市民球場、越谷コミュニティセンター、総合体育館ほか
登録方法	写真を貼った市販の履歴書を持参のうえ直接下記へ(午前10時～午後5時)

問(公財)越谷市施設管理公社総務課(総合体育館内) ☎964-4321

#### 学校評議員を募集します

- 〈内容〉 教育活動や子どもたちの健全育成等について、校長の求めに応じご意見をいただきます。活動場所は市内の公立小・中学校
- 〈対象〉 次のすべてに該当する方(各校1人)。①教育に関する理解と見識を持つ20歳以上の方 ②当該学校の通学区域または通学区域に属する公民館区内にお住まいの方(当該学校の職員は除く)
- 〈任期〉 委嘱日～平成29年3月末日
- 〈応募方法〉 指導課(第二庁舎4階)、各小・中学校で配布する公募要項をご覧のうえ、4月4日(月)～13日(水)(土曜・日曜を除く)に応募用紙と作文(800字以内)を各小・中学校の校長へ提出。公募要項等は市ホームページから印刷可

問指導課 ☎963-9292、☎965-5954

### 越谷しらこぼと基金助成事業 平成28年度助成事業募集

- 〈助成対象事業〉 自主的、主体的に活動する市民による公共活動を目的とした事業  
\*営利を目的とする事業、政治的・宗教的目的を有する事業、特定の個人・団体等を対象とする事業、定期的・恒例的に行われている事業、備品購入のみの事業等は除く
- 〈対象事業の実施期間〉 5月1日～平成29年3月31日に行われる活動・事業
- 〈申込みできる団体〉 市内在住または市内に活動の本拠を有し、上記の期間内に事業が終了する予定の団体
- 〈選考・決定の方法〉 書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、越谷しらこぼと基金運営委員会による審査を経て、市長が決定します
- 〈申込期間〉 3月22日(火)～31日(木)
- 〈申込方法〉 申請書類に必要事項を記入のうえ、市民活動支援課へ。申請書類は市民活動支援課、各地区センター、市民活動支援センターで配布しているほか、市ホームページからも印刷できます
- ◆助成事業に関する個別相談を受け付けます  
3月22日(火)～30日(水)に、市民活動支援課で個別に相談を受け付けます。ご希望の方は事前に下記へご連絡ください  
問市民活動支援課(第二庁舎3階。3月22日(火)からは第二庁舎2階) ☎963-9153

## 税・国保のお知らせ

### ◆市・県民税の申告は3月15日(火)まで

必要書類など、詳しくは市民税課にお問い合わせください。税務署に所得税の確定申告をした方は不要です。

問3月15日(火)まで(土曜・日曜を除く)の午前9時～午後4時 問市役所第二庁舎5階会議室B・C

\*申告等の内容に基づき、28年度市・県民税の課税(非課税)証明書などの交付は、6月中旬旬以降になります

問市民税課 ☎9633-9144

国民健康保険課(第二庁舎1階)。  
②は収納課、国民健康保険課(いずれも第二庁舎3階)。③は収納課(第二庁舎3階) 問収納課 ☎9633-9142、国民健康保険課 ☎9633-9143

### ◆原付バイクや軽自動車などの変更手続きについて

原付バイクなどの軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。盗難・譲渡・廃棄などの理由で所有しなくなった原付バイクなどは、速やかに廃車または登録内容の変更手続きをしてください。

4輪の軽自動車や125ccを超える2輪車を県外で廃車、名義変更した場合は、手続き書類や変更後の車検証の写しなど変更内容の分かるものを左記へ郵送してください。

問市民税課 ☎9633-9145

### ◆市税の徴収対策を強化しています！

市税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況です。税負担の公平性および税収入を確保するため、徴収対策を強化しています。納期内納付、早期納付にご協力をお願いします。

問収納課 ☎9633-9142

### ◆納税通知書を送ります

いずれも新たにお送りする納付書でお納めください。

問市民税課 ☎9633-9142

### ◆国民健康保険税の仮徴収額変更通知書をお送りします

2月17日(水)に発送された仮徴収額決定通知書を受け取った方のうち、平成28年度の国民健康保険税の徴収方法が変更となった方に仮徴収額変更通知書を3月16日(水)に発送します。該当の方は6月から口座振替または納付書でのお支払いとなります。

問国民健康保険課 ☎9633-9146

### ◆国民健康保険税納付方法選択の案内をお送りします

平成28年度の国民健康保険税を6月以降、新たに年金からの特別徴収で納付いただく予定の方に、納付方法選択についての案内を3月16日(水)に発送します。特別徴収を口座振替に変更する場合は、3月31日(木)までに国民健康保険課(第二庁舎1階)または北部・南部出張所で申請してください。期日を過ぎた場合は、特別徴収の停止時期が8月以降となります。納付書での納付には変更できません。

問国民健康保険課 ☎9633-9146

### ◆市税の納付は口座振替が便利です

問国民健康保険課 ☎9633-9146

### ◆市税の納付は口座振替が便利です

問国民健康保険課 ☎9633-9146

### ◆市税の猶予制度について

変更となります 問収納課 ☎9633-9141、国民健康保険課 ☎9633-9143

この猶予制度を利用するには、「災害や病气」、さらに「事業の休止・事業上の著しい損失」等のため、一時に納付することが困難な状況の場合に、申請することが出来ます。詳しくは左記へお問い合わせください。  
問収納課 ☎9633-9142

◆休日納税窓口を開きます  
時①3月6日(日)・②20日(祝)・③4月3日(日)、午前9時～午後3時  
場①は収納課(第二庁舎3階)、

問市民税課 ☎9633-9144

問市民税課 ☎9633-9145

問国民健康保険課 ☎9633-9146

問国民健康保険課 ☎9633-9146

問国民健康保険課 ☎9633-9146

問国民健康保険課 ☎9633-9142